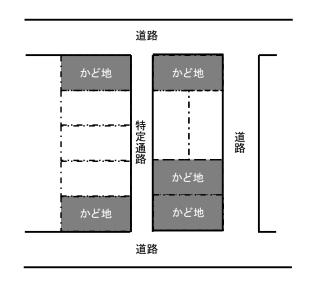
# 特定通路かど地

## 拡幅整備支援事業



特定通路(接道許可の対象の道) に接する敷地のうち、建築基準法の 道路にも接しているため接道許可 を受けなくても建築できるかど地 については、特定通路を拡幅する義 務はありませんが、自主的に拡幅に ご協力いただける場合は、舗装整備 費等について助成します。

助成金が受けられるかどうか、まずはご相談ください。



助成金の対象敷地

### 制度の概要

对象者 : 建築主、建物所有者、土地所有者

**对象区域**:市内全域

助成範囲:特定通路の中心から2mの範囲で新たに拡幅整備した部分、新たにすみきりを

(拡幅用地) 設けた部分(すみきりを設けなくても、助成金は利用できます。)

#### 注意事項

・助成を受ける部分が着工済みの場合は助成金を受けられません。

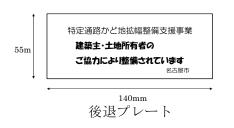
・拡幅用地については、一般の通行の用に供していただくことになります。

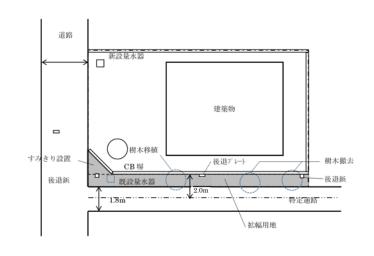
・拡幅用地については、コンクリートかアスファルトによる舗装と後退済プレートと後退 鋲の設置が必要です。

- ・整備完了後も所有者の方に維持管理していただくことになります。
- ・土地の固定資産税、都市計画税を**滞納**している場合は、制度を利用することができません。
- ・2月末までに工事を完了してください。
- ・申請者以外に土地を使用する権原を有する方がいる場合は、承諾書が必要です。

#### 助成金の例

助	成	項	目	助	成	額
整備助成金				5,400 円/㎡		
通路使用奨励金				10,000 円/㎡		
量水器移設助成金				83,500 円/件		
汚水ます等移設助成金				35,400 円/件		
ガスメーター移設助成金				14,200 円/件		
生垣移植助成金				9,100 円/m		
樹木移植助成金			1,400 円/本			
			~ 14,100 円/本			
樹木撤去助成金				900 円/本		
				~ 4,400 円/本		





#### お問い合わせ先

名古屋市住宅都市局 建築指導部建築指導課 市役所西庁舎2階 電話 052-972-2928